

平成 23 年 3 月 31 日  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

## 高速自動車国道第一東海自動車道及び一般国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)高架下等利用計画(海老名市区間)

### 1 計画概要

本件は、高速自動車国道第一東海自動車道及び一般国道 468 号(首都圏中央連絡自動車道)のうち、厚木市と海老名市の市境から(仮称)海老名南ジャンクションまでの海老名市区間 4.9km について、高架下等利用計画を策定するものである。

### 2 土地利用の特徴

海老名市は、神奈川県の中央部にあり、西は相模川を隔て厚木市、北は座間市、東は大和市及び綾瀬市、南は藤沢市及び寒川町と接しており、東西 6.2km、南北 8.7km の南北に長い形状となっている。

当該区間の高架下等は、海老名市の中心部のある小田急小田原線海老名駅から西に 1.5km の市の西端に位置しており、相模川の東側に近接して、南北方向に市街化区域を通過している。

高架下及びその近傍における市街化区域の用途地域は、第一種住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域に指定されており、周辺の土地利用状況は、用途地域に応じて住宅、店舗及び工場となっている。

また、相模川においては、良好な緑の空間形成、防災性の確保及びゆとりのある住環境の創出のため、神奈川県が高水敷の整備を進めており、海老名市も神奈川県と同様にゆとりある住環境を創出するため、神奈川県が整備した高水敷に公園や広場等の設置を進めている。交通面では、神奈川県道 40 号横浜厚木線、神奈川県道 46 号相模原茅ヶ崎線、神奈川県道 51 号町田厚木線が近傍を通り、JR 相模線が当該区間の東側を平行して走っている。

### 3 利用計画

#### (1) 高架下等利用部分の選定

高架下等利用可能箇所図のとおり

#### (2) 利用用途の決定

都市計画法、道路法等の法令及び周辺地域の土地利用状況を勘案し、本件高架下の土地利用としては、別表のとおり利用用途を決定するものである。

## 高速自動車国道第一東海自動車道及び一般国道468号「首都圏中央連絡自動車道」高架下等利用計画

【海老名市区間】

区間名	用途地域等	周辺土地利用状況	前面道路幅員 (舗装道路)	最寄駅	最寄駅 直線距離	建ぺい率/容積率	利用用途	利用用途設定理由
A	第一種住居地域	住宅地 河畔緑地(予定)	①5.5m ②5.5m	JR相模線厚木駅 小田急線厚木駅	800m	60%/200%	公園 広場 自動車駐車場 事務所 運動場	本件高架下のうちA区間約700mは、都市計画上、第一種住居地域であることから、当該箇所の土地利用としては、通常、自動車駐車場・店舗・事務所・公園・広場等が考えられる。 当該箇所の西側は相模川の高水敷利用で海老名市による多目的広場・パークゴルフ場等及び神奈川県整備による河畔緑地公園が計画され、当計画用地に当該高架下が接しているため、一体利用を図ることが妥当と考えられる。 なお、当該箇所については、海老名市が同様の観点での利用を検討しており、自動車駐車場・ゲートボール場・管理事務所・多目的広場として利用したいとの要望を受けている。 よって、左記のとおり利用用途を定めるものである。
B	第一種住居地域 準工業地域	住宅地 工業用地	①5.5m ②6.75m	JR相模線厚木駅 小田急線厚木駅	250m	60%/200%	自転車駐車場	本件高架下のうちB区間約120mは、都市計画上、第一種住居地域及び準工業地域であることから、当該箇所の土地利用としては、通常、第一種住居地域においては自動車駐車場・店舗・事務所・公園・広場等が、また準工業地域においては倉庫・工場・店舗・事務所・自動車駐車場等が考えられる。 なお、海老名市は、当該箇所の最寄駅である厚木駅周辺を「自転車等放置禁止区域」に指定し、放置自転車対策として放置自転車の撤去に取り組んでいるが、撤去した放置自転車の保管場所が不足していることから、当該箇所を保管場所として利用したいとの要望を受けている。 よって、左記のとおり利用用途を定めるものである。
C	第一種住居地域 準工業地域	住宅地 工業用地	①10m	JR相模線社家駅 <small>しゃけ</small>	300m	60%/200%	公園 広場 運動場	本件高架下のうちC区間約100mは、都市計画上、第一種住居地域及び準工業地域であることから、当該箇所の土地利用としては、通常、第一種住居地域においては自動車駐車場・店舗・事務所・公園・広場等が、また準工業地域においては倉庫・工場・店舗・事務所・自動車駐車場等が考えられる。 なお、当該箇所については、海老名市からテニスコート・多目的広場として利用したいとの要望を受けている。 当該箇所は社家地区内にあり、首都圏中央連絡自動車道建設に伴う海老名ジャンクションの設置により社家地区が大きく分断されることとなつたため、地区住民の交流の場となりその一体性の確保に資する施設の整備が必要と考えられる。 よって、左記のとおり利用用途を定めるものである。 当該箇所は、地区住民の交流の場として早期に整備することを要望されているため、先行して利用計画を策定することとし、利用用途未定区間については、道路建設の状況を踏まえて改めて策定することとする。
D	第一種住居地域	住宅地 中野多目的広場	①5m ②8m	JR相模線門沢橋駅 <small>かどさわばし</small>	800m	60%/200%	公園 広場 自動車駐車場 自転車駐車場 運動場 事務所	本件高架下のうちD区間約500mは、都市計画上、第一種住居地域であることから、当該箇所の土地利用としては、通常、自動車駐車場・店舗・事務所・公園・広場等が考えられる。 当該箇所の西側は、相模川高水敷に中野多目的広場(サッカー場1面・ラグビー場1面・少年野球場2面)が設置されており、当該高架下をはさんで東側には、多目的広場・子供の遊び場等の拡張計画があるため、一体利用を図ることが妥当と考えられる。 なお、当該箇所については、海老名市が同様の観点での利用を検討しており、管理事務所・自動車駐車場・サイクルステーション・フィットネススポーツエリア等として利用したいとの要望を受けている。 よって、左記のとおり利用用途を定めるものである。

なお、上記以外の利用用途未定区間については、市街化の状況や道路建設の状況を踏まえて、改めて計画を策定するものとする。